

建設業の適切な労務管理に向けて

- 1 労働条件の明示について
- 2 時間外・休日労働について
- 3 労働時間の管理について
- 4 割増賃金の支払いについて
- 5 年次有給休暇について
- 6 厚生労働省の取組

1 労働条件の明示について

労働条件の明示について（労働基準法第15条）

- 使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を**書面等で明示**しなければならない。なお、労働者が希望した場合には、
 - ①ファクシミリの送信
 - ②電子メール等の送信（労働者が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）により明示することも可能である。
- 労働者は、明示された労働条件と事実が相違している場合は**即時に労働契約を解除**することができる。

労働条件の明示事項について

必ず明示しなければならない事項

書面の交付等によらなければならない事項

- ① 労働契約の期間
- ② 有期労働契約を更新する場合の基準（**有期労働契約の通算契約期間または更新回数**の上限を含む）
- ③ 就業の場所・従事する業務の内容（**就業の場所・業務の変更の範囲**を含む）
- ④ 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇（年休を含む）、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切、支払の時期に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

⑦ 昇給に関する事項

※赤字は2024年4月からの追加事項

定めをした場合に明示しなければならない事項

- ⑧ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払の時期に関する事項
- ⑨ 臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項
- ⑩ 労働者負担させる食費・作業用品その他に関する事項
- ⑪ 安全衛生に関する事項
- ⑫ 職業訓練に関する事項
- ⑬ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑭ 表彰、制裁に関する事項
- ⑮ 休職に関する事項

パートタイム労働者・有期雇用労働者の場合

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 相談窓口（相談担当者の氏名、役職、相談部署等）

1 労働条件の明示について

労働条件通知書の記載例について

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書 (例)

〇〇 〇〇 殿		令和〇年 〇月 〇日
事業場名称・所在地 (株) 〇〇工業 〇〇市〇〇町×-×-× 使用者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇		
契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり (令和〇年 4月 1日 ~令和〇年 3月 31日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する 更新する場合があります 契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 〔 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、会社の経営状況、従事している業務の進捗状況、その他 () 〕 3 更新上限の有無 (無) / (有) (更新 3回まで / 通算契約期間 年まで) 〔労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合〕 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日) から、無期労働契約での雇用に移換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無) / (有) (別紙のとおり)	
就業の場所	(雇入れ直後) (株) 〇〇工業 本社 (変更の範囲) 変更なし (雇入れ直後) 製品の出荷管理全般 (変更の範囲) 変更なし	
従事すべき業務の内容	〔有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合〕 特定有期業務 () 開始日: () 完了日: ()	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (8 時 30 分) 終業 (17 時 30 分) 〔以下のような制度が労働者に適用される場合〕 (2) 変形労働時間制等: () 単位の変形労働時間制 / 交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用口)) 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用口)) 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)) (3) フラックスタイム制: 始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、(終業) 時 分から 時 分、コタイム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) (5) 裁量労働制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第〇条~第〇条 2 休憩時間 (60) 分 3 所定時間外労働の有無 (有) / (無)	交替制や変形労働時間制の場合でも、原則的な時間を明示してください。
休日	・定例日: 毎週 土・日 祝日 国民の祝日 その他 () ・非定例日: 週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合 年間 日 ○詳細は、就業規則第〇条~第〇条	
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有) (無) → 1か月経過で 日 時間単位年休 (有) (無) 2 代替休暇 (有) (無) 3 その他の休暇 有給 (慶弔休暇) 無給 () ○詳細は、就業規則第〇条~第〇条 (次頁に続く)	

賃金	1 基本賃金 イ 月給 (220,000 円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等	
	2 諸手当の額又は計算方法 イ (通勤手当 7,500円 / 計算方法: 通勤定期代の実費) ロ (手当 円 / 計算方法:) ハ (手当 円 / 計算方法:) ニ (手当 円 / 計算方法:)	
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 (25) % 月60時間超 (50) % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 (35) %、法定外休日 () % ハ 深夜 (25) %	破線内の事項は、制度として設けている場合に明示することが望ましい内容ですが、短時間労働者については、昇給の有無、賞与の有無及び退職金の有無については必ず明示してください。
	4 賃金締切日 (基本給) 毎月 20日、(手当) 毎月 20日 5 賃金支払日 (基本給) 毎月 末日、(手当) 毎月 末日 6 賃金の支払方法 (銀行振込)	
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無) / (有) () 8 昇給 (有 (時期、金額等)) / (無) () 9 賞与 (有 (時期、金額等)) / (無) () 10 退職金 (有 (時期、金額等)) / (無) ()	
退職に関する事項	1 定年制 (有) (65歳) / (無) () 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) / (無)) 3 創業支援等措置 (有 (歳まで業務委託・社会貢献事業) / (無)) 4 自己都合退職の手続 (退職する14日以上前に届け出ること) 5 解雇の事由及び手続 (就業規則〇条 (退職)、〇条 (解雇) による。解雇については、原則として30日前に予告する。)	退職に関する事項は、採用にはつきりとして明示してください。
その他	○詳細は、就業規則第〇条~第〇条、第〇条~第〇条 ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有) / (無) ・中小企業退職金共済制度 (加入している、加入していない) (※中小企業の場合) ・企業年金制度 (有 (制度名)) / (無) () ・雇員管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 総務部 担当者職氏名 〇〇 〇〇〇〇 (連絡先 内線××××) ・その他 ()	パートタイム労働法により、短時間労働者を雇い入れる際には明示が必要です。
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約 (平成25年4月1日以降に開始するもの) の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に移換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、無期転換申込権の発生については、特例的に本通知書の「契約期間」の「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」欄に明示したとおりとなります。		

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づき労働条件の明示及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇員管理の改善等に関する法律 (パートタイム・有期雇用労働法) 第6条に基づき文書の交付を兼ねるものであること。
※ 労働条件通知書については、労働関係の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

○労働条件の明示は、後の労働紛争発生を防止するために非常に重要となる。
○近年は高校や大学での就労支援の一環として、労働法関連の研修や授業が行われるようになっており、労働条件通知書の交付がない、もしくは内容が不明確な企業はブラック企業やブラックバイトに該当する可能性が高いと教示されているので、適切に対応されたい。

2 時間外・休日労働について

原則

- ◆ 1週**40時間**／1日**8時間**を超えて労働させてはならない
- ◆ 毎週少なくとも1回（または4週間に4日以上）の休日が必要

例外

- ◆ 例外的に時間外・休日労働をさせる場合は、使用者と労働者の代表で**36協定**を締結し、労基署に届け出ることが必要
- ◆ 36協定では、時間外労働の最大の時間数などを定める

⇒ 36協定に定めることができる時間外労働の時間数のルールは？

2 時間外・休日労働について (建設業で働く方の労働時間の上限規制)

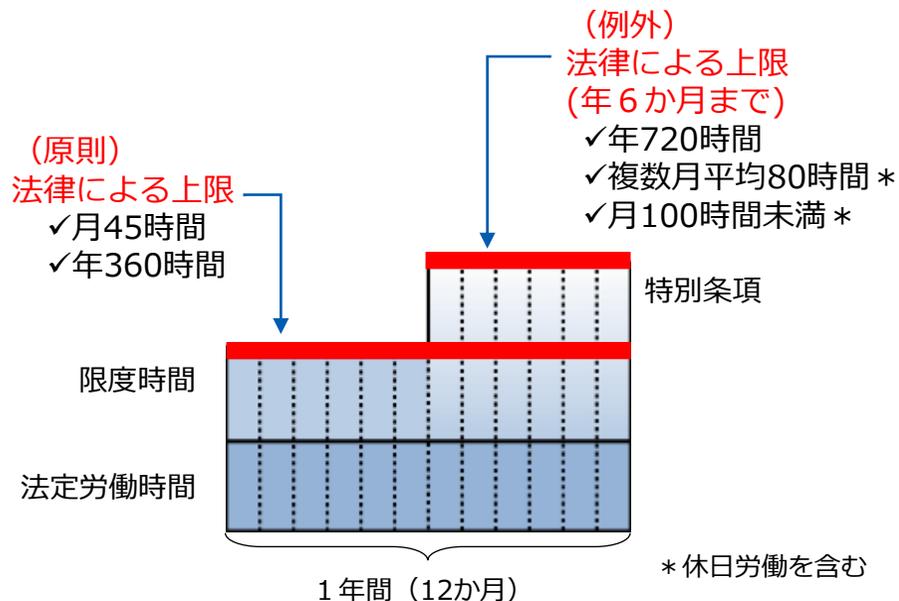
R 6年3月31日まで

上限なし ※大臣告示(限度基準告示)の適用なし

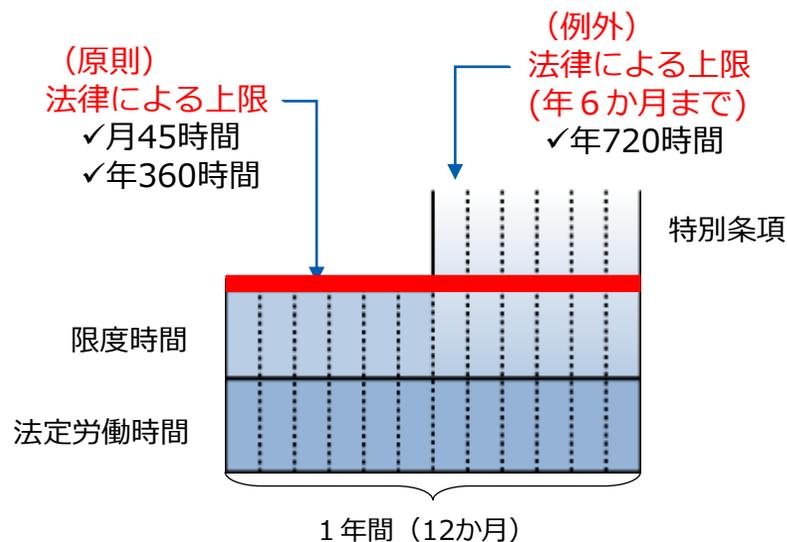


R 6年4月1日以降

○建設事業(一般の業種と同じ規制を適用)



○災害における復旧及び復興の事業(労基法第139条第1項)(一部規制が適用されない)



※ 災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均80時間*
・月100時間未満*
とする規定は適用されない

* 休日労働を含む

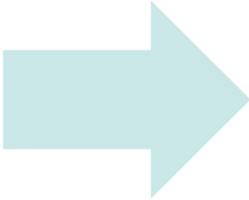
2 時間外・休日労働について (労働基準法第139条第1項)

- 建設業では、労基法第139条第1項に、災害時の復旧及び復興の事業に従事する場合には、時間外労働の上限規制の例外が設けられている。

災害時の復旧・復興の事業とは

災害時の復旧・復興の事業とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的とした発注を受けた建設の事業のことであり、例えば、以下が該当する。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業
- ・ 災害協定に基づく災害の復旧の事業
- ・ 維持管理契約内で発注者（民間含む）の指示により対応する災害の復旧事業
- ・ 複数年にわたって行う復興の事業 など



様式9号の3の2または9号の3の3による36協定を締結・届出することで、上記の事業に労働者を就かせた場合には、時間外労働の上限規制のうち、時間外・休日労働を

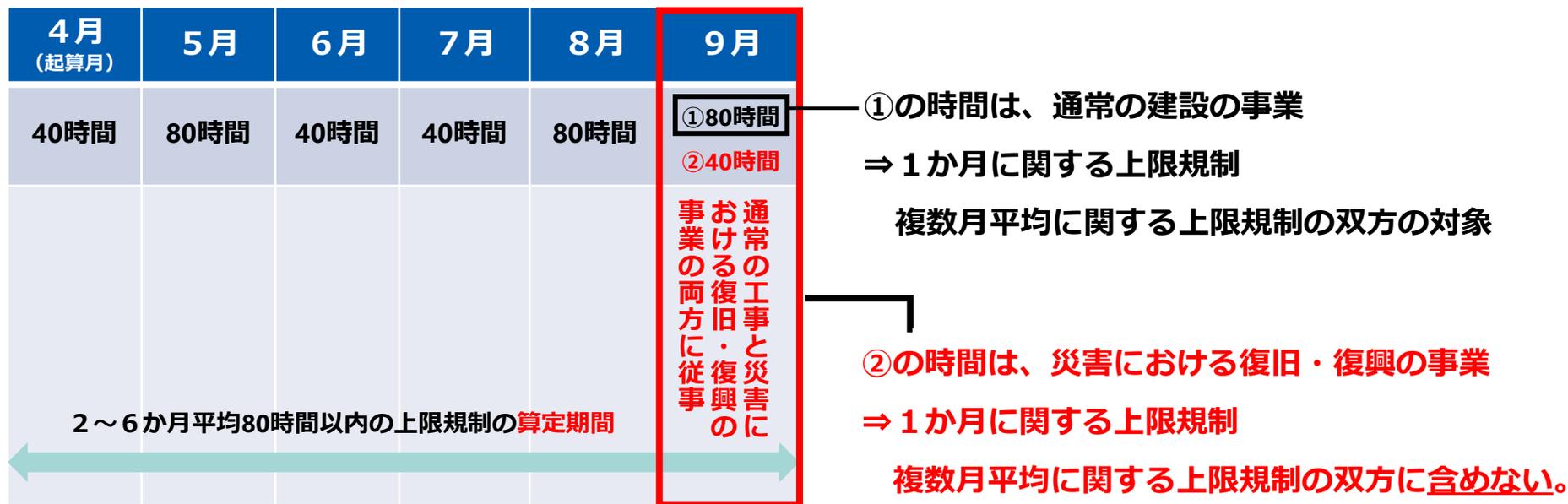
- ・ 1か月100時間未満とする上限規制
- ・ 2～6が月平均で80時間以内とする上限規制 が適用されない。

※ 工事の名称に「復旧工事」「復興工事」と含まれていれば、直ちに本例外規定を適用できるわけではない。

例えば、発災後の復旧・復興工事の計画が全て完了した後に追加で発注された関連工事のような、発災に全く近接しない工事など、上限規制を超える作業によって早期に完成させることが社会的に要請されていない工事には、本例外規定を適用できない。

2 時間外・休日労働について (労働基準法第139条第1項②)

【例】 9月に災害が発生し、①通常の建設の事業で80時間、
②災害における復旧及び復興の事業で40時間の時間外労働を行った場合



9月における1か月に関する上限規制の対象の時間：80時間

4月～9月における複数月平均：

$$(40 + 80 + 40 + 40 + 80 + 80) \div 6 = \underline{60時間}$$

4月 5月 6月 7月 8月 9月

- ・ 1か月100時間未満
- ・ 複数月平均80時間以内の上限規制を双方満たす

2 時間外・休日労働について (労働基準法第33条第1項)

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

- 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。
- 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。 など

※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができる。

2 時間外・休日労働について (労働基準法第33条第1項と第139条第1項の違い)

	労基法第33条第1項	労基法第139条第1項
対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める範囲内で 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取扱い	適用なし	<p>【適用なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単月100時間未満 ・複数月平均80時間以内 <p>【適用あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年720時間の上限 ・月45時間超は6か月の限度

2 時間外・休日労働について 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第1項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第1項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。

労基法第139条第1項の対象

（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、
労働基準法第33条第1項の対象

（例）緊急的な機能回復のための
災害復旧工事

（例）都道府県等との災害協定・
防疫協定や契約等に基づく

除雪作業

家畜伝染病に係る
防疫措置

など

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など

※労働基準法第33条第1項の対象とはならない

災害復興事業

（例）復興事業段階の工事

※労働基準法第33条第1項の対象とはならない

36協定記載例（様式第9号の2）

36協定届の記載例（様式第9号の2）
月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれない場合

2枚目表面

様式第9号の2（第16条第1項関係）

時間外労働
休日労働
に関する協定届（特別条項）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
突発的な仕様変更への対応	現場作業	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
納期ひっ迫への対応	現場作業	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%
大規模な施行トラブル対応	施工管理	3人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2-6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康福祉確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限る、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要とき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させることができる回数を定めてください。年6回以内に限ります。

限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間（年360時間または320時間）を超えて労働させる1年の時間外労働（休日労働は含みません）の時間数を定めてください。年720時間以内に限ります。

限度時間を超えて労働させる場合における手続 **労働者代表者に対する事前申し入れ**

（該当する番号） ①、③、⑩

（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での短時対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 **経理担当事務員** 氏名 **山田花子**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

（健康確保措置） ○○○○年 3月 15日

○ ○ 労働基準監督署長殿

使用者 職名 **代表取締役** 氏名 **田中太郎**

- ① 医師による面接指導 ② 深夜業(22時～5時)の回数制限 ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休暇の付与 ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩ その他

36協定記載例（様式第9号の3の3）

36協定届の記載例（様式第9号の3の3）
 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、
 災害時における復旧及び復興の事業に従事
 することが見込まれる場合

2枚目表面

様式第9号の3の3（第70条関係）

時間外労働 に関する協定届（特別条項）
 休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数				
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
① 工作物の建設の事業に従事する場合 (月45時間または42時間/年360時間または年320時間)を超えて時間外労働をさせることができます。	突発的な仕様変更への対応、納期のひっ迫への対応	現場作業	15人	6時間	6時間	4回	80時間	80時間	35%	550時間	550時間	35%
	大規模な施工トラブル対応	施工管理	10人	6時間	6時間	3回	60時間	60時間	35%	500時間	500時間	35%
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)	維持管理契約に基づく災害復旧の対応	現場作業	8人	7時間	7時間	6回	120時間	120時間	35%	700時間	700時間	35%
	自治体からの要請に基づく復旧工事の対応	施工管理	5人	7時間	7時間	5回	110時間	110時間	35%	700時間	700時間	35%
限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させることができる回数と、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。												
限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。												
限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させることができる回数と、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)												
災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合には、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。												
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、③、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での短時対策会議の開催										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)		限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

災害時における復旧および復興の事業についての特別条項を協定した場合は、工作物の建設の事業に従事する場合(月45時間または42時間/年360時間または年320時間)を超えて時間外労働をさせることができます。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合には、両方について「延長することができる時間数」や「限度時間」などを協定してください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものだけに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させることができる回数と、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)

災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合には、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。

①医師による面接指導
 ②深夜業(22時～5時)の回数制限
 ③終業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)
 ④代償休日・特別な休暇の付与
 ⑤健康診断
 ⑥連続休暇の取得
 ⑦心とからだの相談窓口の設置
 ⑧配置転換
 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導
 ⑩その他

の成立年月日 ○○○○年 3月 12日
 の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名
 の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)
 記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は
 記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 ○○○○年 3月 12日
 労働基準監督署長

限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。 (チェックボックスに要チェック)

署名 経理担当事務員 山田花子
 管理監督者は労働者代表にはなれません。
 署名 代表取締役 田中太郎

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

(チェックボックスに要チェック)
 (チェックボックスに要チェック)

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

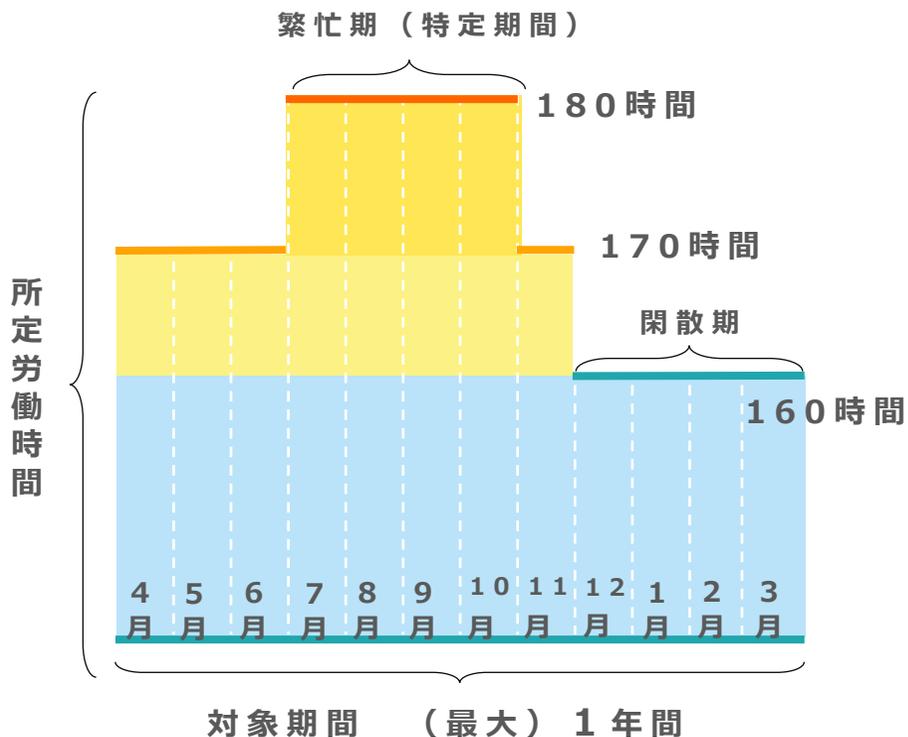
労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

2 時間外・休日労働について (1年単位の変形労働時間制の概要)

- 特定の季節（夏季・冬季など）、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的。
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（届出）が必要。

制度イメージ

対象期間を平均して、労働時間は **1週40時間** まで



シフト作成のルール

- 労働日と労働日ごとの労働時間をあらかじめ労働者に示す
対象期間を1か月ごとに区分し、各期間の初日の30日前までに、その期間中の労働日・労働時間を示すことでも可
- 労働日数は**年間280日**まで
- 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
ただし、①労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
②対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで
- 連続労働日数は対象期間では**6日**まで
特定期間では**12日**まで（1週1回の休日を確保）

積雪地域の特例

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき、豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定を受けた道府県・市町村における建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る屋外作業の業務
⇒**上記①②の1週48時間についての制限がかからない**

3 労働時間の管理について（労働時間の適正把握）

労働時間とは

- ◆ 使用者の指揮命令下に置かれている時間のことであり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる
- ◆ 現場への移動、自宅待機、作業着への着替え、作業の後片付け時間も、使用者の明示または黙示の指示がある場合には、労働時間に該当する

労働時間適正把握

- ◆ 使用者が自ら確認するか、タイムカード等客観的な記録を基礎として確認する
- ◆ やむを得ず自己申告によって労働時間を把握する場合には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく措置を講じる必要がある

（事業主のみなさまへ）

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
(1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

3 労働時間の管理について（労働時間）

- 移動時間、待機時間については、厚生労働省労働基準局「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A（追補版）」に考え方を詳細に示しており、パンフレット「建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説」にも掲載している。

Q & A



パンフレット



個別の判断を要するが、一般的には・・・

移動時間について

次の場合は**労働時間である**と解されている。

- ・社用車に乗り合うなど、移動手段が指示されている場合
- ・使用者や上司が車に同乗し、打合せが行われている場合
- ・（行き）移動前に資材の積込みなどが指示されている場合
- ・（帰り）移動後に清掃や資材整理が指示されている場合

次の場合は**労働時間に該当しない**と解されている。

- ・直行直帰が自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて、社用車に乗り合いで移動している場合

待機時間について

次の場合は**労働時間である**と解されている。

- ・使用者の指示があった場合には即時に業務に従事する必要がある場合
- ・急な需要に対応するために事業場内で待機を命じており、待機時間の自由利用が労働者に保障されていない場合

次の場合は**労働時間に該当しない**と解されている。

- ・緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合

3 労働時間の管理について

賃金台帳等の調整について（労働基準法第107・108・109条）

- 労働者の労務管理を適切に行うため、事業場ごとに労働者名簿及び賃金台帳を作成し、必要事項を記載しなければならない。また、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、タイムカード等労働関係に関する重要な書類は、3年間保存しなければならない。
- 賃金台帳には、月ごとの労働時間数、時間外・休日労働時間数及び深夜労働時間数を記載する必要がある。

	労働者名簿	賃金台帳
記載事項	①労働者の氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類(常時30人未満の労働者を使用する事業場は不要) ⑦雇入年月日 ⑧退職年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合はその理由) ⑨死亡年月日及びその原因	①労働者の氏名 ②性別 ③賃金計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数 ⑥時間外・休日労働時間数及び深夜労働時間数 ⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 ⑧賃金控除の額

保存の起算日

労働者名簿	労働者の死亡、退職または解雇の日
賃金台帳	最後の記入をした日
雇入または退職に関する書類	労働者の退職又は死亡の日
災害補償に関する書類	災害補償を終わった日
賃金その他労働関係に関する重要な書類	その完結の日

○建設業においては、⑤⑥の労働時間数や時間外労働時間数が記載されていない、または適正な時間数が記載されておらず、法違反となる事業場が多く認められる。

4 割増賃金の支払について

割増賃金の支払に関する規定について（労働基準法第37条）

- 時間外、深夜（午後10時～午前5時）に労働させた場合には**2割5分以上**、法定休日に労働させた場合には**3割5分以上**の割増賃金を支払わなければならない。
- 時間外労働が**1か月60時間を超えた場合**には、超えた時間について**5割以上**の割増賃金を支払わなければならない。

算定方法

$$\bullet \text{ 割増賃金額} = \frac{\text{1時間当たりの賃金額}}{\text{割増賃金率}} \times \text{時間外・休日・深夜労働を行わせた時間数}$$

< 1時間当たりの賃金額の計算方法 >

月給制の場合	$\frac{\text{月決め賃金（+諸手当）支給総額}}{\text{1か月の所定労働時間数（※1）}}$	※1 月によって所定労働時間数が異なる場合は、1年間における1か月平均所定労働時間数
日給制の場合	$\frac{\text{日決め賃金（+諸手当）支給総額}}{\text{1日の所定労働時間数（※2）}}$	※2 日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日平均所定労働時間数
出来高払制の場合	$\frac{\text{当該期間中の出来高給賃金総額}}{\text{当該期間中の総労働時間数（※3）}}$	※3 総労働時間数には、当該期間に時間外・休日労働を行った時間を含める

● 「1時間当たりの賃金額」を計算するための基礎となる賃金は、下表の手当を除いて労働者に支払われるすべての賃金をいう。なお、下表の賃金に該当するかどうかは、名称によらず、実質で判断される。

家族手当（扶養家族数またはこれを基礎とする家族手当額を基礎として算出される手当）	住宅手当（住宅に要する費用に応じて算定される手当）
通勤手当（通勤距離または通勤に要する実費用に応じて算出される手当）	別居手当
臨時に支払われた賃金	子女教育手当
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与及び1か月を超える期間によって算定される手当等）	

4 割増賃金の支払について

割増賃金率の例（時間外・深夜労働）

例) 所定労働時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時（休憩 1 時間）までの場合

●午後 5:00 ~ 午後 5:30 → 1 時間当たりの賃金×1.00×0.5時間	法定時間内残業
●午後 5:30 ~ 午後 10:00 → 1 時間当たりの賃金×1.25×4.5時間	法定時間外残業
●午後 10:00 ~ 午前 5:00 → 1 時間当たりの賃金×1.50（※）×7時間 ※時間外割増1.25+深夜割増0.25	法定時間外 + 深夜残業



4 割増賃金の支払について

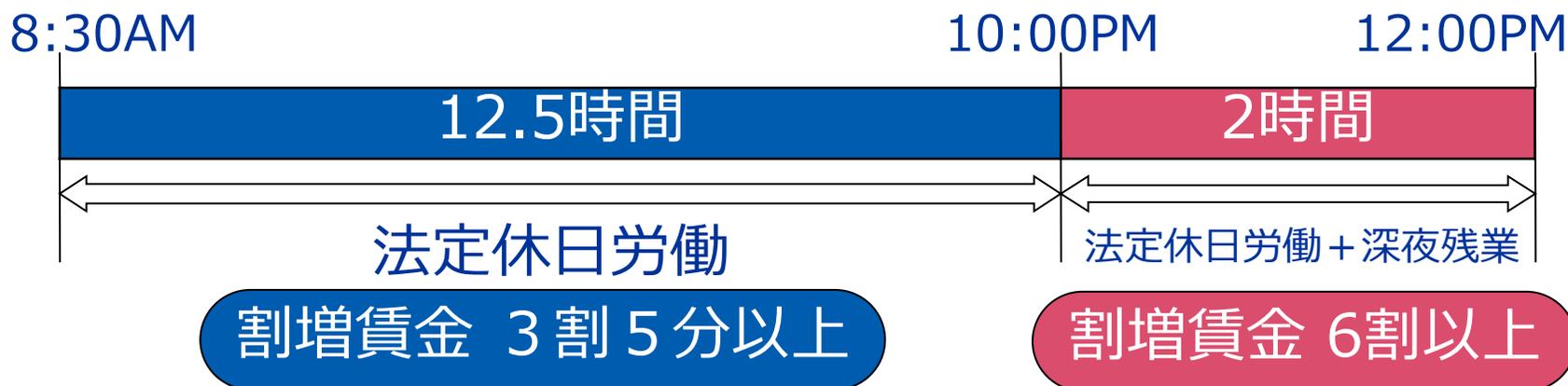
割増賃金率の例（休日労働）

例) 法定休日に午前8時30分から午後12時（休憩1時間）まで労働させた場合

- 午前 8:30 ~ 午後 10:00 (休憩1時間)
→ 1時間当たりの賃金×1.35×12.5時間
- 午後 10:00 ~ 午後 12:00
→ 1時間当たりの賃金×1.60 (※) ×2時間
※休日割増1.35+深夜割増0.25

法定休日労働

法定休日労働
+ 深夜残業



5 年次有給休暇について

有給休暇の付与に関する規定について（労働基準法第39条）

● 雇入れの日から起算して**6か月継続勤務**し、**全所定労働日の8割以上出勤**した労働者（※）に対しては、一定日数の年次有給休暇を与えなければならない。

※ 対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれる。

付与日数 (原則)

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

付与日数 (比例付与)

● パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**される。

● 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が**週30時間未満**で、かつ、週所定労働日数が**4日以下**または年間の所定労働日数が**216日以下**の労働者。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～ 216日		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～ 168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～ 120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～ 72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

5 年次有給休暇について

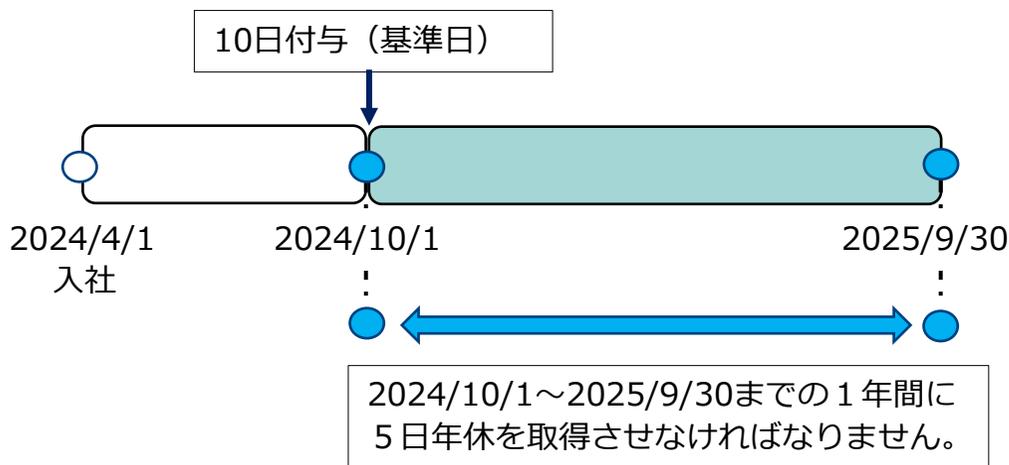
年5日の有給休暇の確実な取得について

- 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上の場合、その日数のうち5日については基準日（年次有給休暇発生日）から1年以内に、その取得時季を指定して付与する等の方法（時季指定）により取得させなければならない。
- 年5日の付与に関しては、「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上有給休暇を取得させれば足りる。
- 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれる。

有給休暇の時季指定

- ① 時季指定については、**年次有給休暇が10日以上付与される労働者**が対象となる。
- ② 使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を**付与した日（基準日）**から**1年以内に5日**について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。

(例) 入社日：2024/4/1 休暇付与日：2024/10/1（10日付与）



- ③ 既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできない。

5 年次有給休暇について (有給休暇管理簿の作成)

有給休暇管理簿の作成・保存について

●有給休暇については、**時季、日数及び基準日**を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

(例) 労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。

年次有給休暇取得日数	基準日	2024/4/1 ← 基準日 (補足) 基準日が2つ存在する場合には、基準日を2つ記載する必要があります。										
	取得日数	18日 ← 日数 (補足) 基準日から1年以内の期間における年休取得日数(基準日が2つ存在する場合には1つ目の基準日から2つ目の基準日の1年後までの期間における年休取得日数)を記載する必要があります。										
	年次有給休暇を取得した日付	2024/4/4(木)	2024/5/7(火)	2024/6/3(月)							/金	2024/8/19(月)
	年次有給休暇取得日数	2024/9/2(月)	2024/10/9(水)	2024/11/5(火)	2024/12/6(金)	2025/1/14(火)	2025/2/10(月)	2025/3/19(水)	2025/3/21(金)			

6 厚生労働省の取組 (働き方改革推進支援助成金)

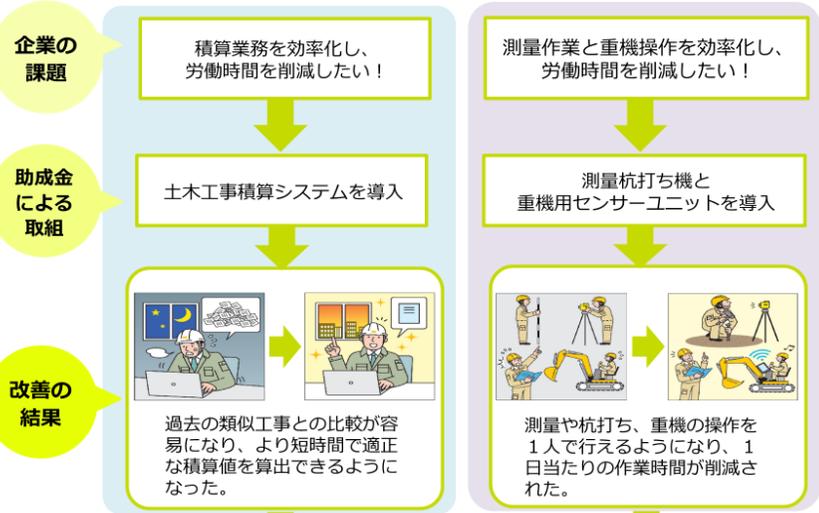


令和7年度働き方改革推進支援助成金 業種別課題対応コース (建設業) のご案内



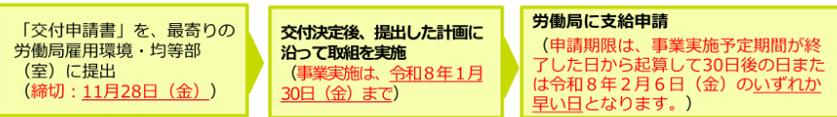
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、**建設業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちらから。
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2025.4)

業種別課題対応コース (建設業) の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。
なお、選択する成果目標に応じて、下記1~3以外にも要件が設定されています。
詳しくは「働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)申請マニュアル」をご参照ください。

【対象事業主の要件】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。

(※1) 中小企業事業主の範囲

- 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
(※3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- ④ 9時間以上の勤務間インターバルの導入
- ⑤ 4週における所定休日を1日から4日以上増加

(※4) 上記①から⑤の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることが成果目標に加えることができます。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記1から5までの助成上限額に、下記6の上限額への加算額を合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※5)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

1. 成果目標①の上限額 (※6)

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

(※6) 成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額(100万円)。(更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持等した場合は助成上限額は一律25万円)

2. 成果目標②の上限額: 25万円

3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※7)	1企業当たりの上限額 (※8)
9時間以上11時間未満	120万円
11時間以上	150万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※8) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

5. 成果目標⑤の上限額: 1日増加ごとに25万円 (※9) (最大100万円)

(※9) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日数を算出します。
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

6. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※4、10、11)。

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※10) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

(※11) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。

6 厚生労働省の取組（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練+経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース+メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年齢など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円)します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package.00007.html>



(R7.4)



6 厚生労働省の取組（公共・民間工事発注者に協力を要請）

- 建設労働者の長時間労働の改善、賃上げに向けて、適正な工期・請負代金の設定についてより一層の協力を得るため、労働基準局長と不動産・建設経済局長が連名で、工事発注者に文書による要請を行った。

（公共工事）

（民間工事）



基 発 1 1 0 5 第 1 号
国 不 建 第 1 0 5 号
令 和 6 年 1 1 月 5 日

公共発注者の長 殿

厚生労働省労働基準局長
国土交通省不動産・建設経済局長
（公 印 省 略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）の適用が開始されました。これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく減少していますが、なお高水準であり、令和6年4月から同年8月までの間で、全産業に比べ12.6時間長い状況です（厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者）。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、厚生労働省と国土交通省では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添のリーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ）（ポータルサイト「はたらきかたススめ」）（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）にも掲載。）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。併せて、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対しても、別添のリーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

建設労働者の長時間労働改善に向けて、令和6年3月27日に改定された「工期に関する

基準」（参考2）に基づき、週休2日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期の設定に御協力を願います。また、週休2日工事及び交替制工事の導入とその対象工事拡大に取り組むようお願いいたします。

上限規制の遵守という観点においては、猛暑日・降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働によって、作業が他の期間に集中する可能性があることや、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることにも御配慮ください。

また、「工期に関する基準」においては、工事の前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、遅延の理由を明らかにしつつ、必要に応じて工期の延長などを行うことが求められていることから、工程の遅れが発生したことで受注者から協議の申出があった場合には、適切に協議に応じるとともに、状況に応じ、必要な契約変更を実施するようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

本年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところで（参考3）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

そのためにも、建設事業者は、賃上げの原資となる適切な請負代金を受領する必要があります。建設労働者の賃上げに向けて、労務費については引き続き最新の公共工事設計労務単価を反映させた価格設定とし、適切な行き渡りに御協力をいただくとともに、原材料費、エネルギーコスト等については市場での取引価格を反映させた価格設定とするなど、適正な請負代金を設定いただきますようお願いいたします。併せて、資材費等の変動があった場合の請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定いただくとともに、当該条項の運用に係る基準をあらかじめ設定し、それらに基づいて受注者から請負金額の変更の協議の申出があった場合には、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、労働災害による死亡者数は、いまだ建設業が最も多い状況にあり（令和5年の労働災害による死亡者数は全産業755名中、建設業で223名）、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確

保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、請負代金に安全衛生経費として必要な金額を設定し、また、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間を確保するなど、御配慮をお願いいたします。なお、安全衛生経費については、各専門工事業体団体に対して、昨年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、本年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これも踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします（参考4）。

民間工事発注者（団体）に対しても同様の要請を実施。

工期に関する基準を踏まえた工期設定や、最新の公共工事設計労務単価を踏まえた労務費、市場での取引価格を反映させた原材料費・エネルギーコストの設定などを通じた、長時間労働の是正、賃上げを今後も推進していく。

6 厚生労働省の取組

働き方改革の実現に向けて、受注者の皆さまも適正な工期設定にご協力ください

- 建設業の働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて発注者に向けて適正な工期設定等呼びかけている。
- 工事の受注者の立場からも、長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期での見積もりや請負契約の締結（工期ダンピング）を行わないようにしてください。



(働き方改革PR動画)



2代目イメージキャラクター
労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



(工期に関する基準)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項をまとめた「工期に関する基準」（令和6年3月改定）もご確認ください。



また、令和6年6月に改正された建設業法（公布から1年6月以内に施行）によって、

- これまで発注者に対してのみ禁止されていた工期ダンピングが、新たに受注者にも禁止される
 - 新たに「労務費の基準」が設けられ、これを著しく下回る契約が禁止される
- ことにもご留意ください。

(改正建設業法（第三次担い手三法）)



働き方改革PR動画のポイント

- 建設業では週休2日が十分に確保できていない工事もまだ見受けられることから、これを改善するための取組が業界全体で進められていること。
- 著しく短い工期が設定されると、土日働かざるをえなくなり、長時間労働につながってしまうため、工事の発注、受注に当たっては、働く方の休日数も考慮した工期の設定をお願いしたいこと。
- また、不当に低い金額で契約が締結されると、建設業で働く方の処遇改善も難しくなることから、工事を発注するときも、受注するときも、働く方のことも考えて、適切な金額での契約をお願いしたいこと。

ご清聴ありがとうございました。



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

「働き方改革」は、
「魅力ある職場づくり」の実現による
生産性向上、人手不足解消のチャンス！

関係情報はこちらのウェブサイトで発信しています。

(厚生労働省ウェブサイト)



(特設サイト「はたらきかたススム」)



生産性の向上に向けて、働き方改革推進支援センター
も是非ご利用ください！

(働き方改革特設サイト)

